



2023年5月12日

各位

会社名 京阪神ビルディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 若林 常夫
(コード番号 8818 東証プライム)
問合せ先 常務執行役員管理統括 多田順一
(TEL 06-6202-7333)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年5月12日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2023年6月20日開催予定の第100回定時株主総会に付議することを決議致しましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

今後の事業拡大および多様化に備えるため、現行定款第2条（目的）に事業目的を追加するもの。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 不動産の所有、賃貸借および管理 (2) 不動産の売買、仲介および鑑定 (3) 競馬の振興および競馬施行に協力する関連業務 (4) 建築一式工事、電気工事および管工事の設計、施工、監理および請負 (5) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 (新 設) <u>(6) 前各号に附帯関連する一切の事業</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) 不動産の所有、賃貸借および管理 (2) 不動産の売買、仲介および鑑定 (3) 競馬の振興および競馬施行に協力する関連業務 (4) 建築一式工事、電気工事および管工事の設計、施工、監理および請負 (5) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業 <u>(6) 不動産、有価証券、その他金融資産に関する投資顧問業務</u> <u>(7) 前各号に附帯関連する一切の事業</u>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2023年6月20日(火)
定款変更効力発生日	2023年6月20日(火)

以 上